

平成29年6月27日開催

教育委員会会議録

福知山市教育委員会

- 1 開会の日時 平成29年6月27日(火)
午後1時30分

- 2 閉会の日時 平成29年6月27日(火)
午後2時26分

- 3 招集の場所 福知山市役所6階 601会議室

- 4 出席委員の氏名 端野 学
倉橋 徳彦
塩見 佳扶子
和田 大顕
大槻 豊子

- 5 福知山市教育委員会会議規則第4条により列席したもの
教育部長 田中 悟
教育委員会事務局理事 森山 真
教育総務課長 藤田 一樹
教育総務課担当課長 貴田 直子
成仁幼稚園長 芦田 祐子
次長兼学校教育課長 眞下 誠
学校教育課担当課長 土家 邦子
学校教育課総括指導主事 西山 直樹
学校給食センター所長 外賀 眞二
中央公民館長 佐々木 和美
図書館中央館長 吉田 和彦

- 6 福知山市教育委員会会議規則第15条による会議録作成者
教育総務課長 藤田 一樹

7 議事及び議題

別添のとおり

8 質問討議の概要

別紙会議録のとおり

9 決議事項

議第6号 原案どおり可決、承認

福知山市教育委員会会議規則第15条により署名する者

福知山市教育委員会 教育長.....

福知山市教育委員会 委 員

福知山市教育委員会 委 員

福知山市教育委員会 委 員

福知山市教育委員会 委 員

教育委員会会議録調製者 教育部長.....

教育委員会会議録

1 開会

端野教育長が開会を宣告。

端野教育長 傍聴人から傍聴、写真撮影の申請があります。
許可をしてもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 許可をさせていただきます。

2 前回会議録の承認

端野教育長 前回の会議録については、異議ありませんでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 それでは、異議がなければ承認をお願いします。
あとで会議録に署名をお願いしたいと思います。

3 教育長報告の要旨

端野教育長から以下の報告がありました。

(1) 6月市議会質問内容

9名の議員さんから、大きく11項目の質問がありました。答弁内容について記しておりますが、予算関係については財務部の内容になります。

6月14日(水)

①(仮称)三和学園設立に向けた取組みと3小学校跡地活用について

吉見茂久 議員

②教職員の負担軽減について(部活動指導員配置の充実)

吉見茂久 議員

③教育予算のあり方を考える

森下賢司 議員

事業棚卸しや行財政改革を進める中で「教育のまち 福知山」にふさわしい教育予算への考え方などを問う。

「社会保障費の増大や普通交付税の特例など合併特例期間の終了を見据え、将来にわたって持続可能な財政基盤を確立し、将来の世代に過度な負担をかけないために、平成29年度予算編成にあたっては、既存事業の大胆な見直しを進め、その成果から得られる財源を真に必要な事業に振り向けることにした。」(財務部)

「平成29年度一般会計の教育費は前年度に比べて4億8,765万円、13.6%の減となっているが、これは小中学校の耐震改修事業の終了や空調設備設置事業の進捗により事業費が減となり、学校建設費があわせて5億9,219万円減となったことが主な要因である。

お尋ねの児童生徒の学びに関わる予算については、仮に教育費から社会教育費、大学費を差し引き、さらに年度間の増減が多い学校建設費を除いて比較すれば、平成29年度予算額は、平成27年度、平成28年度と比較しても増加となっている。

財源が先細る中、教育予算に限らず、全体的な行財政改革の一連の流れ

の中で、統廃合を実施した事業もあるが、限りのある予算の中で創意工夫して、行財政運営を進めることが持続可能な財政構造の構築につながるものと考えている。

行財政改革を進める中で、児童生徒の学びに関わる予算をしっかりと確保していく必要があると考えている。」(財務部)

- ④障害のある人も共に暮らしやすい社会づくりのために 森下賢司 議員
さまざまな障害のある人が不便を感じない生活の実現に抜けて、でき得る支援や環境整備への考え方などを問う。

- ⑤新教育委員会制度について 高宮辰郎 議員
教育制度改革の意義

制度改革により教育行政における責任の明確化や迅速な危機管理体制が構築できていると思っている。また、市長と教育委員会が総合教育会議の開催により、より一層教育施策の方向性を共有し、一致して執行することが可能になり評価している。

そして教育委員会と市長とは、教育施策の方向性や課題を共有しつつも、独立した教育に関わる執行機関として政治的中立性、継続性、安定性を担保されていることを高く評価している。(教育長)

- ・総合教育会議について
- ・教育大綱について

6月15日(木)

- ⑥子どもを守る対策について 桐村一彦 議員
家庭、学校、地域による体制づくり
子どもの貧困化問題について

- ⑦地域公共交通網の充実について 高橋正樹 議員
多様な交通サービスの組み合わせとして、スクールバスの利用形態は可能か。

- ⑧子育て支援の充実について 大槻富美子 議員
待機児童解消の方策を

- ⑨市民向けの安心安全配信メールについて 中嶋守 議員
安心安全メールの配信停止に至った経過について

6月16日(金)

- ⑩学校教員の長時間勤務の解決のために 塩見卯太郎 議員
長時間勤務の実態について

「小学校は学級担任制ですべての授業を担当が行い、給食指導をはじめ、中休み、昼休みも児童と一緒に活動し、児童の安全への配慮等を行っていることが多いため、児童の在学中は授業準備や校務分掌に基づく事務、または打ち合わせや会議を行う時間の確保が難しい状況である。中学校では、教科担任制であり、教科により担当授業時数は異なるが、生徒指導や進路指導等に関わる時間が多く必要である。指導の打ち合わせ等の時間に加え、補習授業や部活動に関わる時間も必要で、大切な授業準備等の時間は後回しとなり、時間外勤務が多くなっている。

教員は、授業以外の事務業務や、PTA、地域との連携、通学路の安全確保や校外指導、家庭訪問による個別指導など、さまざまな業務も担っている。学校現場を取り巻く環境が複雑化・困難化し、学校に求められる役割が拡大する中、教員の長時間勤務の改善は本市においても大きな課題であり、以前より改善に向けた取組みを進めているところである。」

(教育長)

長時間勤務の解決の方策は？

「教員の長時間勤務の改善は、従前より大きな課題と捉え、平成26年度から教職員代表と教育委員会事務局職員とで「市立学校教職員の勤務実態に関する検討会」を開催している。

この検討会では、教職員の勤務実態や勤務時間の適正化に向けた取組みについて検討してきた。京都府教育委員会では本年度府内の市町教育委員会と連携・協働し、学校業務のさらなる改善、教職員の負担軽減対策等を総合的に推進するため、京都式チーム学校・業務改善対策推進協議会を設け検討を進めていくこととなった。

本市教育委員会としては、この協議会での提案を踏まえつつ、実効性を高めるための取組みを学校と連携しながら一層推進していきたいと考えている。」(教育長)

「文部科学省による教員勤務実態調査結果の速報値が4月28日に公表された。この結果を受け、本市教育委員会としても、学校教員の長時間勤務の解消に対して、しっかり取り組む必要があるとして、5月24日開催の教育委員会議でも協議したところである。」(教育長)

①安心・安全な生活、教育の基盤づくりについて 藤田守 議員
小学校統合に向けた整備

教育予算に関わること、新しい教育委員会制度に関わること、教員の超過勤務、働き方等に関わっての質問がありました。教育委員会としても、これらの中身については継続協議、今後、計画を進めていくところであります。以上が議会の報告です。

(2) 次期学習指導要領の改訂に伴う移行措置(案)

(案)とありますのは、文部科学省のパブリックコメントが6月25日を締切日として、1か月間募集がありました。その中で(案)として記しております。

①移行期間における基本方針

文部科学省令として、学校教育法の施行規則の一部改正ということで、中身に沿った案になっています。

○新学習指導要領への移行のための期間(小学校は平成30年、31年、中学校は平成30年、32年)において、円滑な移行ができるよう内容を一部加える等の特例を設ける。

○指導内容の移行がないなど教科書等の対応を要しない場合などは、積極的に新学習指導要領による取組みができるようにする。

②移行措置の内容

○教科等ごとの取り扱い

・総則、総合的な学習の時間、特別活動

→教科書の対応を要するものではないので、平成30年度から新指導要領による。

・指導内容や指導する学年の変更などにより、特例を定める教科

→指導する学年の変更などにより指導内容の欠落が生じないよう特例を定める。

小学校 「国語」「社会」「算数」「理科」

中学校 「国語」「社会」「数学」「理科」「保健体育」

・上記以外の教科

→新学習指導要領によることができることとする。

小学校 「生活」「音楽」「図工」「家庭」「体育」

中学校 「音楽」「美術」「技術・家庭」「外国語」

- ・道徳科→小学校は平成30年度から新学習指導要領による。
中学校は平成31年度から新学習指導要領による。
ただし、平成30年度先行実施可能である。

○小学校における外国語

小学3、4年生の外国語活動を15時間、5、6年生の外国語科は新学習指導要領の内容を一部加えて必ず取り扱うこと。

小学校では、外国語活動を3、4年生が15時間、5、6年生の英語が50時間とされていますので、移行期間中はこれを取り扱うものとなります。施行規則の一部改正内容を実施するのは、移行期間中の平成30年4月1日から平成32年3月31日までの期限付きになります。

③授業時数の特例

平成30年、31年度における外国語活動、外国語科の授業時数及び総授業時数は、外国語活動の授業に特に必要がある場合は、総合的な学習の時間の授業時数から15時間を超えない範囲内の授業時数を減じることができる。

総合的な学習の時間から15時間であれば使えるということです。総授業時数は15時間、5、6年生は70時間のうちの50時間ですので、20時間なり15時間は、総授業時数が減ることになります。

④目標や内容を2学年または3学年まとめて示している教科については、全面実施の年度を見通した適切な指導計画を作成して指導すること。

- ・移行期間中に実施する入学選抜に係る学力検査の出題範囲は、特例の内容に留意し、学年ごとに児童生徒が履修している内容をふまえたものになるよう十分配慮すること。
- ・2学年、3学年まとめて示している教科、国語、体育、家庭科については、全面実施の年度を見通して、適切な指導計画を立てること。
- ・入学の際の入試については、特例措置等を十分考え、よく見た中で問題を出すこと。

ここで言いました移行措置の期間については、各学校で教育課程編成を本年度末に平成30年、31年の移行期間中の教育課程編成をするわけですが、特例がある教科等については、指導計画をきちんと整理することになります。指導計画がないと教えてなかった、できてなかったということがおきますので、本年度末には必要になり、今から教科の指導計画等を十分に整理していかなければなりませんので、これからの会議の中で、学校へ連絡する必要があると思っています。

以上2点報告しましたが、御質問、御意見はありませんか。

倉橋委員 市議会についてですが、教育長の説明から推測しますと、教育委員会制度については、市長は何も答えられず、教育長にお任せになったということでしょうか。

端野教育長 市長も答弁されました。

倉橋委員 市長が答弁された大まかな内容を教えていただけませんか。

和田委員 学校教員の長時間勤務の解決についての質問を受け、御答弁いただいておりますが、学校における時間外勤務の命令は、学校長に大きな権限といいますか、指導、命令があると思います。小学校と中学校では組織が違いますので形態が違うのでしょうか、福知山

市の校長会として、学校全体を見通した方針が考えられているといった校長先生の会議はもたれているのでしょうか。

端野教育長

校長会は小学校と中学校でそれぞれの組織と、小学校と中学校が一緒になった市立学校の校長会の3つの組織があります。それぞれの校長会で学校の実態、状況を交流しながら、情報交換や様子等について協議しています。

和田委員

例えば部活動を例にとりますと、福知山市立中学校の発表会ではなく、技術を競い合う大会があります。その中で各学校の取組みがまばらであれば、そこに出てくる成績も違ってきますので、学校の競い合いが出てくるわけです。学校の事情をふまえる部分と、部活動を週3日や5日にするといった中学校全体で統一した方向を出す部分と、各学校がもつ課題を各学校が解決しなければならない部分があると思います。そのあたり福知山市立中学校としての校長先生方のお話はあるのですか。

森山理事

昨年度、中学校の校長をしておりましたが、ノー部活デーを設定している学校がほとんどです。部活動のねらいは、勝負だけではなく健全な育成との両方で頑張っておりますが、やっていることも違いますので多少の差はあります。ただ、やり過ぎて疲労がたまらないよう、ほとんどの中学校がノー部活デーを設定しておりますが、顧問の状況により、かなり激しい練習をしているところとゆったりしているところがあると思います。

和田委員

練習の質ではなく量ですね。例えば、A中学校では、毎週顧問の先生の思いで土日を除いて部活動がある。B中学校では、教職員の勤務を考え週4、5日と決め、1日は部活動をしない日を設定する。このように違う考え方で設定されましたら、低く設定し部活動を少なくした学校は、練習量と成績は比例しないというものの、差が出てくるようなことがあると思います。部活動の一定の方向性を週5日にするなど、各学校で取組むのではなく、市教委が判断しなければならない部分、校長会が判断しなければならない部分、各学校長の裁量で判断する部分があるように思いますので、それぞれが分担し、超過勤務時間を削減するための方策を出していただきたいと思っております。校長会でもそのような方向で積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

端野教育長

御意見いただきましたことは、校長会で機会を設けて話をしたいと思っております。

先ほど御質問がありました新教育制度改革についての市長答弁内容ですが「教育制度改革については、大津市のいじめ自殺事件などを背景に教育制度に関する法律が平成27年4月に改正され、首長の教育行政における責任や役割の明確化や迅速な危機管理体制の構築教育委員会との協議、調整機能の強化など改革が行われたものと評価している。この改革により、市長部局と教育委員会がさらなる連携強化を深め、教育のまちにふさわしい教育振興を図っていきたい。」以上になります。

- 倉橋委員 総合教育会議や教育大綱の細かい部分については、言及されていないということですね。
- 端野教育長 昨年、一昨年も会議の開催が年1回でしたので、もう少し回数が増えても良いのではないかと意向はありました。
他に御質問はありますか。
- 塩見委員 来年度から小学校は移行期間に入ります。教育課程に関わる教務主任に対する研修会を計画的にもてるよう、教育委員会から指導・助言をお願いしたいと思います。
- 端野教育長 年度当初に学校教育振興会長に、学校教育振興会が研究組織でありますので、お世話にならないと話をしております。
教務主任には、話をさせていただけると思っておりますが、改めてお願いはさせていただきます。
他に御質問はありますか。
- 全委員 特になし。
- 端野教育長 それでは、次に議題に入ります。

4 議事

- (1) 議第6号 (福知山市立公民館運営審議会委員の委嘱について)
端野教育長 「福知山市立公民館運営審議会委員の委嘱について」説明をお願いします。

佐々木中央公民館長 ～資料に基づき説明～

議第6号 福知山市立公民館運営審議会委員の委嘱について御説明申し上げます。

資料については、会議案2ページから4ページまでとなります。

4ページに関係法規を載せています。社会教育法に公民館運営審議会が公民館における各種事業の企画実施につき調査、審議する機関であることなどの規定があり、第30条に公民館運営審議会の定数及び任期その他必要な事項は、条例で定めなければならないとなっており、これを受けて福知山市公民館条例で規定しております。

3ページの委員名簿を御覧ください。

福知山市立公民館運営審議会委員につきましては、2年間の任期で昨年7月の教育委員会議で承認いただきました委員16名のうち選出団体等の役職の辞任等により、交代がありましたことから、福知山市公民館条例第3条第5項の規定により、後任としまして11名の委員を御推薦いただきましたので、新たに委嘱するものでございます。なお、11名につきましては備考欄に新と記載しております。新しく選出していただきました方々の任期につきましては、福知山市公民館条例第3条第4項の規定により、前任者の残任期間となり公民館運営審議会開催日である任命日から平成30年7月27日までとなります。

以上、平成29年度福知山市立公民館運営審議会委員の委嘱につい

て、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

端野教育長 議第6号について御説明いただきましたが、このことについて何か御質問はありませんか。

全委員 特になし。

端野教育長 議第6号について承認ということによろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 それでは、異議がないので可決承認いたします。
次に報告事項に移ります。説明をお願いします。

5 教育委員会 報告事項

(1) 教育長後援承認事項について

由里教育総務課長補佐兼企画管理係長 ～資料に基づき報告～

No.17 平成29年京都府公立小中学校事務職員研究会夏季研究大会

No.18 家庭倫理セミナー

No.19 市政施行80周年記念 第12回救急フェスティバル
～みんなで守ろう福知山の救急～

No.20 福知山市俳句連盟創設60周年記念 福知山市小学校・中学校俳句大会

No.21 第54回教育者研究会 京都北部会場

No.22 J A京都にのくにカップ第11回少年サッカー大会

No.23 第11回ウィズガス全国親子クッキングコンテスト福知山地区大会

No.24 第48回テニスまつり

No.25 みわのわ 福島県双葉郡のこどもサマーキャンプ

No.26 公益社団法人福知山市文化協会記念特別事業アロージャズオーケストラ演奏
会

No.27 福知山市無料移動法律相談

No.28 第25回やくの高原まつり

No.29 29年度「ニューモラル講演会」

No.30 第8回福知山市武道館竣工記念剣道大会

No.31 第3回3B体操オールエイジ北関西大会2017 in 福知山

No.32 平成29年度福知山市文化祭第60回市民俳句大会

No.33 第37回日本少年野球京都府知事杯争奪京都大会

No.34 第10回日本少年野球京都市長杯京都桃山ライオンズクラブ旗争奪京都ジュ
ニア大会

No.35 第46回三たん女子ソフトボール大会

No.36 雲原砂防イベント2017

端野教育長 後援承認について御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員 特になし。

端野教育長 承認いただいているということで、事後承認とさせていただきます。
それでは、次の報告事項をお願いします。

(2) 福知山市立学校プール運営要綱の一部を改正する要綱について
貴田教育総務課担当課長 ～資料に基づき報告～

会議案61ページを御覧ください。

福知山市立学校プール運営要綱につきまして、一部を改正するもので、背景としまして、遷喬小学校はこれまで約800メートル離れた西中筋プールを利用しておりました。40年が経過し老朽化が進んでおりますので、昨年10月から工事を始め、6月13日に学校敷地内にプールが完成したところでございます。

別表に小学校プールの一覧表がございしますが、修斉小学校プールの下段に遷喬小学校プールを加える形にしております。本要綱につきましては6月14日から施行し、運営にかかわります諸手続きについて定める形になっております。

なお、6月20日から学校プールとして使用を開始している状況でございます。

以上が報告の内容でございます。

端野教育長 このことについて御質問はありますか。

和田委員 御提案いただいたプールの件ではないですが、夜久野の明正プールが別表にありませんけれども、どのような状況になっていますか。

貴田教育総務課担当課長

こちらにつきましては、福知山市立小学校の施設プールの運営要綱になります。明正プールは地域プールの位置づけになります。

端野教育長 他に御質問はありますか。

全委員 特になし。

端野教育長 それでは、次の報告事項をお願いします。

(3) 教職員の時間外勤務の縮減等に対する方策について
眞下学校教育課長 ～資料に基づき報告～

5月の定例教育委員会会議で、教育長の報告事項の「学校教職員の長時間勤務 どうなくす」でもありましたように、事務局といたしましても、教職員の長時間勤務の縮減、時間外勤務の縮減や教職員の負担軽減は、喫緊の課題と考えております。

4月末に文部科学省より、平成28年度の教員勤務実態調査結果について速報値が発表され、その結果が衝撃的であったこともあり、過日の6月定例市議会一般質問も、複数の議員のみなさまより問われたところでございます。

本日は、報告事項として「教職員の時間外勤務の縮減等に対する方策について」として、事務局が進めております状況を説明させていただきます。

会議案65ページを御覧ください。

国、京都府の状況を簡単に御説明いたします。教職員の長時間勤務については、これまでより問題視されてきました。

近年、ブラック企業という単語が、2013年に新語・流行語大賞

を受賞してからは、コンプライアンスの精神が欠如した企業が注目されるようになり、昨年大手広告会社「電通」社員の過労による自死事件を契機にいたしまして、安部政権では「働き方改革」を一億総活躍社会の実現に向けた最大のチャレンジであり、日本の企業や暮らし方の文化を変えるものとして推し進めているところでございます。

文部科学省が4月28日に平成28年度の教員勤務実態調査結果を速報値として発表しましたが、資料の記事にもありますように、翌日の新聞の見出しには「中学校教諭57%過労死ライン」など、衝撃的な見出しが躍りました。

京都府教育委員会におきましても、政府を挙げて「働き方改革（長時間労働の是正）」を推進する中、現状を放置はできないとして、本腰を入れて取り組む姿勢を明確に進めようとしています。

今年度、京都府教育委員会では、教育次長を本部長とする「教職員の働き方改革推進本部」が立ち上げられ、5月30日には識者を委員とする第1回「京都式チーム学校推進会議」の開催を皮切りに、6月7日には、京都式「チーム学校」推進事業業務・改善対策推進協議会が開催されました。この協議会では、市町に教育委員会と連携・協働し、学校業務の更なる改善、教職員の負担軽減対策等を総合的に推進するというもので、今後は教育局別推進協議会の開催も含め、定期的な開催、協議がされることとなっております。

なお、京都府教育委員会での今後3年間の改善目標は、時間外勤務の20%縮減、原則8時退勤を3年間で100%達成する、中学校の部活動指導者配置の部活動は顧問教員の休日の活動は原則禁止などを示し、推進校や重点モデル地域の指定を行い、研究を進めているところでございます。

次に、中丹教育局管内の教職員の長時間労働の是正の取組みについて簡単に御説明いたします。

綾部市では、20年ほど前より中学校校長会の独自の取組みとして中学校部活動の活動停止日を週1回設定しています。

また、土日の部活動については、土日それぞれを午前と午後に分け、4区分中、2区分は部活動を自粛とする申し合わせがされておりますが、これについてはなかなか実施されていないと聞いております。続きまして、舞鶴市では、平成29年5月から毎週水曜日を「ノー部活デー」「健康推進日」に設定される取組みが始まりました。

本市では、教員の長時間勤務の改善は、従前より大きな課題と捉え、平成26年度から教職員の代表と教育委員会事務局職員とで「市立学校教職員の勤務実態に関する検討会」を開催し、教職員の勤務実態や勤務時間の適正化に向けた取組みについて、検討を進めてきたところでございます。

また、例年4月中旬に各小・中学校長に対し、教育長名で「時間外勤務の縮減等による教職員の総実勤務時間の短縮について」の文書を通達として発出しておりますが、取組みは学校任せであり、統一した取組みにはなっておりませんので、定着もできていないのが現状であります。

3月末に開催しました、市立学校教職員の勤務実態に関する検討会におきまして、本市教育委員会が行います具体的取組みを協議し、確認ができましたことについて御説明いたします。

1点目のポイントは、教育委員会主導で、市立学校が統一した取り組みとするものです。

具体的な取り組みとしましては、小中学校ノー残業デー（早退勤デー）の設定と中学校部活動の活動自粛日（ノー部活デー）の設定と実施を行うものです。

なお、このことで教職員の長時間労働の是正が解決できるものではありませんが、一定の改善は図れるものと考えております。

これに関わる工程ですが、平成29年度1学期については、教育委員会から保護者に対し、理解を求める文書を配付いたします。文書配付による保護者からのクレームは教育委員会で受けることとなります。また、2学期中に早退勤デー、ノー部活デーを隔週1日の試行実施を学校に求めます。次に、3学期に試行実施の継続と2学期試行実施の効果測定を行ないます。平成30年度1学期には、3学期の効果測定をふまえ、修正すべきところは修正し、週1日の正式実施を目指します。

今後、校長会等関係者と連携し、喫緊の課題である教職員の勤務時間縮減を目指した具体的な取り組みを関係のみなさまの御理解を得ながら、持続可能なものとなるよう教育委員会主導で進めていくことを御報告いたします。

端野教育長

このことについて御質問はありませんか。

倉橋委員

基本的な考え方は納得できますし賛成もできます。

けれども、教員に理解が得られない部分があるでしょうし、また、保護者にも理解が得られない部分があるのではないかと思います。京都府教育委員会の改善目標で、部活動指導者を配置する部活動は、顧問教員の休日の活動を原則禁止するとありました。部活動指導者を配置するのは、補助金等が出るという理屈であると想像します。補助金によって、京都府が部活動指導者を雇う形をとらざるを得ないのだろうと思いますが、何か具体的に制度が示されているのでしょうか。

眞下学校教育課長

詳細につきましては、私どもも聞かせてはいただいております。ただ、京都府が予算化し、今年度から部活動指導者を配置することで進められておりますし、現在、京都府内におきましても、研究が進められていると聞いております。そうした効果を見つつ、3年間の成果として、部活動外部指導者を配置したクラブについては、先生が顧問としてクラブ活動に出ることのないような形で、取り組みたいと聞いておりますので詳細がわかりましたら、何かの機会でお話ができればと思っております。

倉橋委員

学校内で配置されている部は、部活動が原則休日禁止になりますし、配置されていない部は、部活動が認められるという理屈が出てきますので、校内的な問題が出てくる可能性があります。全部活に配置されるのであれば、十分、納得し得るのですけれども、そのあたりの矛盾が出てくると推測します。

福知山市として、どのようにするかを整理できれば良いかと思いま

すけれども、中丹管内、京都市との関係で微妙な矛盾が出てくると思いつつ、乗り越えざるを得ないと思うところです。

森山理事

4月1日付で、学校教育法施行規則の一部改正に伴い、教員でない者が単独で引率、指導することができる制度に変わったところがあります。京都府では、改正によりできないかを探っている状況であると思っています。例えば、野球部の顧問契約をし、お金を払って単独で行ける人を確保したとしても、その他の部活はどうか非常に難しい問題がありますので、京都府の動向を見ながら、市としてできることを探している状況です。

端野教育長

他に御質問はありますか。

全委員

特になし。

6 閉会

端野教育長が閉会を宣言。